

「おうえんマン」

をつかってみませんか？

市民活動応援キャラクター「おうえんマン」は、
町田市取り組みのほか町内会・自治会やNPO法人をはじめ、
市内で活動されている団体・個人の方も
使用できます。

なお、ご利用いただけるのは、以下の基準を満たす活動に限ります。

- (1) 法令及び公序良俗に反しない活動であること。
- (2) 政治、宗教、思想等に関する活動でないこと。
- (3) 町田市内での市民活動に関連があること。
- (4) 市及びキャラクターのイメージを損なうおそれがないこと。

お申込み方法は裏面です



お申込み方法など

市民活動応援キャラクター「おうえんマン」は
市民活動に関するチラシやグッズ等に使用できます。



ボールペンに



チラシなどのイラストに



ワンポイントに

●手続きの流れ

「おうえんマン」の利用をご希望の場合は、まずは下記までご連絡ください。

(1) 電話によるお問い合わせ

【受付時間】 月曜日から金曜日（祝日及び年末年始を除く）

8：30～17：00

【町田市 市民協働推進課】 TEL 042-724-4362



(2) 町田市ホームページのメールフォームによるお問い合わせ

町田市市民活動応援キャラクター「おうえんマン」のページ下部にある、「WEBでのお問い合わせはこちら（専用フォームへのリンク）」をクリックすると、送信フォームが開きます。氏名・電話番号・メールアドレスをご記入の上、件名の欄に「おうえんマン利用希望」と書いて送信してください。こちらから折り返しご連絡させていただきます。

※送信フォームの記載漏れがございますと、こちらからご連絡できない場合がありますので、ご注意ください。

利用目的などの確認が終わりましたら、「町田市市民活動応援キャラクター使用申請書」と使用内容が具体的に記載された企画書をご提出ください。提出書類の確認後、メールにて電子データをお送りします。

●注意事項

- (1) キャラクターを使用される際に、画像データへの加工はなされないようお願いいたします（サイズの拡大縮小はご自由にさせていただきます。色彩の変更等をご遠慮ください）。
- (2) キャラクターを使用する物品・冊子等が完成した際には、当該物品等またはその写真をご提出ください。
- (3) キャラクターを使用した、商標登録等の独占的な権利取得をご遠慮ください。
- (4) 使用承諾書の発行には、申請書のご提出から1週間ほどお時間をいただきます。お早めの申請をお願いいたします。